

1 議 事 日 程（第3日）

（平成27年第1回有田川町議会定例会）

平成27年3月24日

午後9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 請願の審査報告について（請願第4号）
- 日程第2 発議第1号 合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書の提出について
- 日程第3 議案第7号 平成27年度有田川町一般会計予算
- 日程第4 議案第8号 平成27年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第5 議案第9号 平成27年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第10号 平成27年度有田川町介護保険事業特別会計予算
- 日程第7 議案第11号 平成27年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算
- 日程第8 議案第12号 平成27年度有田川町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第13号 平成27年度有田川町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第10 議案第14号 平成27年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第11 議案第15号 平成27年度有田川町簡易排水事業特別会計予算
- 日程第12 議案第16号 平成27年度有田川町浄化槽事業特別会計予算
- 日程第13 議案第17号 平成27年度有田川町有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算
- 日程第14 議案第18号 平成27年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算
- 日程第15 議案第19号 平成27年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算
- 日程第16 議案第20号 平成27年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第17 議案第21号 平成27年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第18 議案第22号 平成27年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第19 議案第23号 平成27年度有田川町水道事業会計予算
- 日程第20 議案第24号 有田川町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第25号 有田川町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第26号 有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第27号 有田川町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第28号 有田川町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第29号 有田川町重度心身障害児（者）医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第30号 有田川町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第27 議案第31号 有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第32号 有田川町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第33号 有田川町指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第30 議案第34号 有田川町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第31 議案第35号 有田川町「きび」会館条例を廃止する条例の制定について
- 日程第32 議案第36号 有田川町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第37号 有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第38号 有田川町少年センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第39号 有田川町立児童館条例を廃止する条例の制定について
- 日程第36 議案第40号 有田川町学童保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第41号 有田川町立保育所設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第38 議案第42号 有田川町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第39 議案第43号 有田川町保育料徴収条例を廃止する条例の制定について
- 日程第40 議案第44号 有田川町立保育所条例の制定について
- 日程第41 議案第45号 有田川町特定教育・保育の実施に関する費用徴収条例の制定について
- 日程第42 議案第46号 有田川町へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第43 議案第47号 有田川町道路線の認定について
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 選挙第1号 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長辞職の件
- 追加日程第4 選挙第2号 副議長の選挙
- 追加日程第5 選挙第3号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 追加日程第6 議会運営委員会委員の辞任の件
- 追加日程第7 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第8 議会活性化調査特別委員会委員の辞任の件

- 追加日程第9 議会活性化調査特別委員会委員の選任
日程第44 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
日程第45 常任委員会の閉会中の継続調査の件
日程第46 特別委員会の閉会中の継続調査の件
日程第47 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（15名）

1番	谷 畑 進	2番	小 林 英 世
3番	辻 岡 俊 明	4番	林 宣 男
6番	殿 井 堯	7番	佐々木 裕 哲
8番	岡 省 吾	9番	森 谷 信 哉
10番	堀 江 眞智子	11番	中 山 進
12番	新 家 弘	13番	湊 正 剛
14番	増 谷 憲	15番	橋 爪 弘 典
16番	亀 井 次 男		

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

5番 森 本 明

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

7番 佐々木 裕 哲 9番 森 谷 信 哉

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（14名）

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
清水行政局長	保 田 永 一 郎	消 防 長	前 田 英 幸
総務政策部長	武 内 宜 夫	住民税務部長	清 水 美 宏
福祉保健部長	辻 勇	産業振興部長	林 孝 茂
建設環境部長	佐々木 勝	総 務 課 長	中 裕 準
企画財政課長	一ツ田 友 也	教 育 委 員 長	早 田 智 代
教 育 長	楠 木 茂	教 育 部 長	三 角 治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長 中 西 満 雄 書 記 林 美 穂

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（湊 正剛）

おはようございます。

5番、森本明君から欠席の届け出がありましたので報告します。

ただいまの出席議員は15人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか13人です。

……………日程第1 請願の審査報告について（請願第4号）……………

○議長（湊 正剛）

日程第1、請願の審査報告についてを議題とします。

請願第4号として、「解釈改憲による集団的自衛権の行使に反対する意見書」の提出を求める請願が平成26年第3回定例会、第1日目において、総務文教福祉常任委員会に付託されています。

この件について、委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務文教福祉常任委員会委員長、新家弘君。

○総務文教福祉常任委員長（新家 弘）

おはようございます。

委員長報告を行います。

請願第4号、「解釈改憲による集団的自衛権の行使に反対する意見書」の提出を求める請願が、平成26年第3回定例会第1日目において当委員会に付託されておりました。

継続審査として、請願の趣旨、内容等について慎重に審査いたしました。

去る3月5日に委員会を開き、審査いたしました結果、意見書の提出については、賛成少数で不採択と決定しました。十分に審議の上、よろしく決定くださいますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（湊 正剛）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。

ただいま、委員長のほうから報告がありましたが、その報告については慎重審査の結果、賛成少数で不採択になったという報告であります。不採択になった理由等々、どういう論議でそうなったのか、御説明していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊 正剛）

12番、委員長、新家弘君。

○総務文教福祉常任委員長（新家 弘）

ただいまの増谷君の御質問にお答えいたします。

請願第4号については、平成26年3月定例会第1日目において、当委員会に付託され、9月5日、12月4日、3月5日の3回にわたり委員会を開催し、審議いたしました。請願の採択に賛成の意見としては、閣議決定は憲法9条がありながら、その

決定だけで自衛隊を派遣しようとしている、行使が容認されると、日本の自衛隊がほかの国の戦争に出ていかなければならない。戦争は絶対に反対である。採択に反対の意見としては、閣議決定はされたが、今後、法整備が進められる中で議論するものである。誰も家族を戦争に出したいと思う人はないが、この問題は国会で議論されているので、その行方を慎重に見きわめるべきでないか。

以上の議論を踏まえ、委員会で採択の結果、意見書の提出については賛成少数で不採択と決定いたしました。

以上です。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

今、説明があったんですけれども、国のほうの動きを見て判断していきたいという答弁だったんですが、国会の状況を見ていますと、提案側はこの内容について、ころころ変わってきていて、まともな説明ができないのとあわせて、その一方で、戦時立法という形で法整備はますます具体化を進めて、早ければ5月にも法を通して、そして集団的自衛権の行使の名のもとに米軍と一緒に地球の裏側まで行こうというところまで進んできているんです。安保保障会議もそうです。だから、そういう余裕は全くないと。やはり国民の声を率直に、今が、いつやるんですか、今がやるべきなんです。そういう立場でぜひ考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊 正剛）

12番、委員長、新家弘君。

○総務文教福祉常任委員長（新家 弘）

あくまでも委員会としては、先ほど御答弁させていただいたとおりでございますので、ほかに何も、この辺についての答弁をする用意はしておりません。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。

委員長報告は不採択です。不採択に反対の方からお願いします。

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

議長の許可をいただきましたので、反対の答弁をさせていただきます。

私も総務文教福祉の委員会の一員ですが、その委員会で慎重審議がされたというふうには思っておりません。委員長の許可も得ず、周りから発言があったり、そして、継続ではないんだ、採択、不採択なんだというふうな意見も出されておりました。

また、国防に関することだからということで、国のことだからということで、今は口出ししないというふうな御意見も出されていましたが、国防とは外敵の侵入に対する国家の防備だということで、これは国語辞典にも載っておりますが、防衛ということも防ぎ、守ることだというふうに、これは子どもたちの引く国語辞典にも載っております。

私は意見書を出されましたが、この意見書をもう一度、皆さんにここで読ませていただきたいというふうに思います。集団的自衛権の行使は日本に対する武力攻撃がなくても、他国のために海外で戦争することです。これを認めれば海外での武力行使を禁止した憲法の歯どめが外され、憲法9条はあつてなきものとなってしまいます。憲法により時の権力者が勝手なことをしないように縛るとというのが立憲主義です。ところが、安倍内閣は憲法にかかわる方針転換を閣議決定で行いました。これでは政権につきさえすれば、政府が何でもできることになり、立憲主義からの逸脱、民主主義のじゅうりんにはほかなりません。

戦後の日本は憲法9条のもとで戦争をしない、海外で人を殺さない、殺されない立場を守り、これが世界から日本への信頼をつくってきました。今、この立場を広げることこそ重要です。2003年から始まったイラク戦争では、自衛隊も派遣されましたが、憲法9条があったために、1人の隊員の命も失われなかったのです。

有田川町から自衛隊に行っている若者が何人もいます。私たち国民は政府の勝手な解釈で憲法を変えることも、海外で有田川町の若者はもちろん、全国の若者が血を流すことも望んでいません。

世論調査でも集団的自衛権行使に反対の声が賛成を上回り、日本弁護士連合会や歴代の内閣法制局長官、元自民党幹事長の野中広務さんや加藤紘一さんなども、これに反対する声を上げています。

日本国憲法は前文で政府の行為によってふたたび戦争の惨禍が起こることのないようにと述べるとともに、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、安全と生存を保持しようとして決意したとしています。今こそ憲法を生かして、アジアと世界の平和に貢献することが日本のとるべき道ではないでしょうか。

つきましては、憲法解釈の変更による集団的自衛権を行使しないように求める意見書を政府に提出していただきたくお願いいたします。こういうふう到大勢の皆さんが署名を書いていただき、出されています。

憲法の番人である弁護士会の会長、埼玉県の弁護士会の会長の方はこんなふうに言われています。今回の安倍政権のやり方が憲法に基づき、国家権力を縛るという立憲主義に反していることは明らかです。国民的な議論を避けて、閣議決定で改憲しようというのは、国民主権の原理にも反しています。今の政府のメンバーはきちんと憲法を学んでいないのではないかと思ってしまう。集団的自衛権の行使容認の本質は他国の防衛のために自国の武力を行使することです。憲法9条のもとでその行為は認

められません。閣議決定は国際社会への一層の貢献という名目で海外での自衛隊の武力行使に道を開こうとしています。これは憲法の恒久平和主義に反するもので、違憲無効だというふうに、このように言われています。

また、そして、こちらにおられる議員の多くの皆さんの先輩である古賀誠元幹事は憲法という最大の歯どめのもとで、歴代政権が平和主義国家としてのあり方を堅持してきたからこそ、日本の戦後70年間にわたる平和というものがあったのです。殺しもせず、殺されもせずに来た歴史は決して何の努力もなしに達成されたものではありません。過去の戦争への反省もなく、深みのある議論もなく、先人や先達が積み重ねきた選択への敬意もなく、またそれによってもたらされることへの責任と覚悟もないままに、この解釈改憲を実行するならば、将来に大変な禍根を残すであろうというふうに、昨年7月に言われています。私も、こういう意見には賛成という立場をとります。

皆さん、さきの戦争は、私は夫の母に聞いたのですが、戦争は知らん間にやってきたと言いました。最後には自国の本土に攻撃され、最終的には多くの被害をもたらされた。そして、いまだに原爆の後遺症で苦しんでいる方もおられるという、そんな悲惨な結果を生みます。

私たちが今、この意見を上げないことで、将来、私たちの子や孫、ひ孫、自分の子どもたちや孫たちにかかってくるということに思いをめぐらせてほしいと思います。

どうか、この審議をやり直して、もう一度意見書を出していただき、そういうことをしていただきたいというふうに思って、反対の立場で討論させていただきました。ありがとうございました。

○議長（湊 正剛）

次に、不採択に賛成の方、お願いします。

15番、橋爪弘典君。

○15番（橋爪弘典）

15番の橋爪です。委員会の不採択に賛成の立場から討論いたしたいと思います。集団的自衛権の行使容認に対し、戦争をする国になるのではないかと、戦争に巻き込まれるのではないかと不安を抱く人が少なくないようです。

では、集団的自衛権の行使ができないまま、現状の国防法制で我が国の平和が守られるのでしょうか。我が国の国防法制では有事の際に、実際に対処できないのは専門家なら誰もが知ってございます。戦う能力と覚悟がなければ、相手国への抑止力にはなりません。今の我が国の平和は米国の傘があればこそであります。

しかし、未来永劫、米国の傘のもとで守られる保証はございません。中国の海軍の増強に対して、米国は何ら対処もしないと明言してございます。いまや、中国の協力があって、ドルは基軸通貨の地位を守っております。尖閣をめぐる日中の武力衝突が発生しても、米国の直接的な軍事関与は期待できないと思います。さらに中国が米

国を直接攻撃しない限り、米国の国益を侵害しない限り、米国青年の血を流す武力衝突は避けたいのが米国の本音でございましょう。朝鮮半島からの米軍の撤退は時間の問題です。いずれ、沖縄からの撤退も現実化するでございましょう。米国の傘はどんどん小さくなっていきます。ところどころ穴があいてきました。我が国は平和と安全をどのようにして守るのでしょうか。我が国は今から準備しなければなりません。その答えの1つは集団的自衛権の行使容認でございまして。

以上の立場から私は委員会の不採択に賛成の立場から討論いたしました。ありがとうございました。

○議長（湊 正剛）

次に、不採択に反対の方、お願いします。

3番、辻岡俊明君。

○3番（辻岡俊明）

不採択に反対の立場から討論させていただきます。

我々が住む有田川町は核廃絶平和都市宣言をした町であります。私はこの町の町民として、そのことに誇りを持っております。そして、また、我々が住むこの愛する日本は戦争しない国であります。そして、世界のどの国よりも平和を大切にする国であります。私はこの国の国民であることに本当に誇りを持っております。その誇れる町、誇れる国の精神を大事にする意味でも、今回、町民の方々から上げられてきた請願の採択をすることにはもろ手を挙げて賛成したいと思っております。

議員各位の賢明なる御判断をお願いして私の討論を終了します。

○議長（湊 正剛）

続いて、不採択に賛成の方、討論をお願いします。

ないようですので、不採択に反対の方、お願いします。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

私は、この意見書を不採択に反対の立場から討論させていただきます。

集団的自衛権の行使に反対する意見書を国へ上げることについての請願が、総務文教福祉常任委員会で不採択になったことに反対する立場から、むしろ意見書を国に上げる立場からの討論を行います。そして、この討論を聞いていただいて、ぜひとも審議のやり直し、採択していただけるよう、討論を行うものであります。

御存じのように、集団的自衛権は日本と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、日本が直接攻撃されていないにもかかわらず、武力をもって阻止することだと言われております。これは内閣法制局の従来の見解であります。しかし、憲法9条のもとにおいて許される自衛権の行使は、日本を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきであるとしており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないとしています。

なぜ、行使できないのでしょうか。日本国憲法は日本が起こした戦争の教訓、有田川町では1, 700人ものとうとい命が犠牲になりました。しかも、戦争末期の2年間で戦死者が圧倒的に多かったという状況です。ここから武力による威嚇、または武力の行使は国際紛争を解決する手段としては、これを永久に放棄すると9条第1項に明記されています。また、前文には政府の行為によってふたたび戦争の惨禍が起こることのないようにと誓っています。

問題なのは自国への直接の武力攻撃ではなく、主に安保条約の相手国であるアメリカ軍に対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から脅かされることが明白な危険がある場合だとしています。これらは憲法9条を変えない限りできないことですが、閣議決定と法改定でできるようにしようというものであります。

さて、防空ミサイル部隊に所属していた元自衛官は端的に本質を語っています。日本を守る話ではないのです。売られてもいない他人のけんかにこっちから飛び込んでいこうというのです。それが集団的自衛権だと。縁もゆかりない国へ行って、武力攻撃をする。自衛隊の仕事は日本を守ることですよ。見知らぬ国に行き、殺し、殺されるのが仕事なわけじゃないじゃないですか。他人のけんかを買いにいったら、逆恨みされますよね。だから、アメリカと一緒に戦争した国は片っ端からテロに遭っているじゃないですか。軍隊はテロを防げないのです。世界最強の米軍がテロを防げないんですよ。自衛隊が海外の戦争に参加して、日本がテロに狙われたらどうしますか。日本人を米軍が守って避難させるなんてことは絶対にあり得ません。アメリカ国防省のホームページに書いてあります。アメリカ市民でさえ、軍隊に余力があるときだけ救助すると書いてあります。そして、ベトナム戦争のとき、米軍は自分だけさっさと逃げ出しました。米軍もどこの国の軍隊も、いざとなったら友軍でさえ見捨てますよ。自分の命のほうが大事。当たり前じゃないですか。そのとき逃げられなかった軍隊がありました。どうしたと思いますか。軍隊が赤十字に守られて脱出したんですよ。そういうものなんですよ、戦争というものは。

議員の皆さんに、ここに問題の本質が出ていると思いませんか。今、世界の状況は大きく変わろうとしています。軍事力での対応ではなく、国連を中心にした外交交渉による解決の道を模索しています。ASEAN諸国では地域内の紛争はなくせないかもしれないが、戦争にならないよう努力していると言われていています。こういう組織を北東アジアにもつくり、協力、共同の関係をつくるのが、いろいろな課題の解決にもつながっていくのではないのでしょうか。

また、アメリカの国防長官は、軍事力は常に選択肢ではなくてはならないが、最後の手段である。アメリカの外交において、軍は主役ではなく助演者になるべきだと述べ、軍事攻撃を避ける選択肢をも強調し始めています。

ところで、海外での武力行使は必然的に日本の若者のとうとい命を犠牲にします。

今の自衛隊への入隊希望は、もちろん日本の防衛もありますが、全国で起こっている災害時の支援活動に意気を感じて入隊される方が多いと聞きます。有田川町からは四十数人の方が自衛隊に入隊されていますが、私の知り合いの両親は自分の子どもが自衛隊へ行って、息子から電話がかかってくるたびに、海外へ行くのではないかと心配な声を聞かせていただきました。

アメリカは海外での武力攻撃を行うときは、例えばイラク戦争のときは、イラクが大量破壊兵器を持っているといううそででっち上げ、侵攻したのは有名ですが、これが常套手段になっています。こんなことでアメリカやイギリスの多くの若者が命を落としました。アメリカの若者の死傷者は6万人近くに及んでいます。私は若者を戦地に送り、死なせたくはありません。集団的自衛権の問題で世論調査では半数以上が行使に反対であり、元自民党の幹部である野中さんや、歴代の内閣法制局長官などが反対を表明しています。

最後に、3月20日付の毎日新聞、読者の広場に掲載された中学3年生の記事を紹介します。集団的自衛権を行使すると、私たちも戦場に向かう可能性が非常に高くなります。人を殺すということは罪ですが、戦場では相手を殺さないと、自分が殺されます。私は人を殺したくありません。政府が決めたことに、ただ従うだけではだめだと思います。それが本当にみんなのためになるのかということを考えることが国民に必要なだと思います。日本の未来は日本国民が考えて決めるべきであります。

国会では、米軍のあらゆる戦争を支援する、いわゆる戦争立法の骨格を正式な合意文書にまとめる段階まで来ました。こういうときだからこそ、非核平和宣言の町として、集団的自衛権行使に反対する声を上げるべきと申し上げ、私は不採択に反対し、国へ意見書を上げるべきだという立場から討論を終わります。

○議長（湊 正剛）

ほかに討論はありませんか。

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

暫時休憩の許可を願えますか。

○議長（湊 正剛）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 10時00分

再開 10時02分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開します。

ほかに討論はありませんか。不採択に賛成の方。

11番、中山進君。

○11番（中山 進）

ただいま、集団的自衛権の件について、双方から意見が出そろったと思います。私個人としては、総務文教福祉常任委員会に付託した1人でございます。したがって、総務文教福祉常任委員会の中の結論については、皆さん、慎重に議論されて決めてくれたことだと思っています。そういう意味で、決まったことについては、私は尊重したいと思います。したがって、委員長のとおりの方法で私個人としては行きたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（湊 正剛）

不採択に反対の方の討論はございませんか。

2番、小林英世君。

○2番（小林英世）

不採択に反対という立場で討論させていただきます。

私は紹介議員の1人であります。それで、幾つか反対の理由があるんですけども、まず、一番今回気になるというか、ひっかかったのは、閣議の決定で解釈を変えろという。今まで、歴代の内閣が築いてきた形、これは憲法9条に関するところは先人が物すごく知恵を絞ってやってきたことだと思っています。まず、敗戦の後、できた憲法ですから、この9条を読んだら、どんなに見ても自衛隊が合憲とは私は思いません。

さらに、その先に自衛隊をつくったとき、たしか52年ごろだったと思うんですけども、皆、知恵を出し合って、個別的な自衛権は否定されていないのだというようなところから専守防衛という形の自衛隊ができてきたと思います。当初、小さいものがどんどん膨らんでいって、また世界的な状況も変わってくる、中国も今、言いましたように、脅威になってきた。そういうような形で、相手がこういう装備をすれば、こっちもそういう装備をする、どんどん競争ですよ。そういう形で大きくなっている。

この時点で、集団的自衛権に踏み込んでいくというふうな形になっております。僕は集団的自衛権というのが、国民がみんな、ここへ行こうかというのだったら、それはそれでいいと思うんです。だから、自民党も9条を、憲法を変えようとしていると思います。でも、それは難しい。だから、小手先で内閣で解釈を変える。こんな形で、先ほど、アメリカの傘が小さくなっている、日本人も脅威から戦わなあかんときが来るん違うか。よく、わかります。でも、一致団結して戦おうと思えば、国民のほとんどが納得できるような状況でいかにとあかんと思うんです。こんな形で、私も教え子が自衛隊におります。彼らを外国に、おまえ、行ってこいと、よう言いません。国のために戦えと、よう言いません。彼らは日本を守るために自衛隊に入っているんです。人のけんかを助けにいくために自衛隊に入っていない。そういうところ、1

点ですけど、まだいっぱい言いたいことはあるんですけども、この1点からも、今回、できれば、この請願を上げていただきたかったと思います。

ただ、やはり委員会でいろいろ検討していただいたことは感謝申し上げますが、どうしても、この点から集团的自衛権に我々が突っ込んでいく、こういう観点は受け入れることは私はできませんので、請願を上げないということに対する反対ということで討論させていただきました。

ありがとうございました。

○議長（湊 正剛）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

この請願を、委員長報告のとおり不採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（湊 正剛）

起立多数であります。

よって、本件は不採択することに決定しました。

……………日程第2 発議第1号……………

○議長（湊 正剛）

日程第2、発議第1号、合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者である中山進君に提案理由の説明を求めます。

11番、中山進君。

○11番（中山 進）

発議第1号、合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

なお、お手元に配付させていただきました意見書の朗読をもって、提案理由の説明にかえさせていただきます。

合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書案。平成の大合併に伴い大きくなった市町村が、地域間の生活基盤の格差を埋める施設整備などに充てる目的で、合併後、10年間で限度として発行できる合併特例債が創設された。

しかし、その後に発生した東日本大震災の教訓から、多くの合併市町村で各種の建設事業計画を見直し、耐震、対災害機能を強化したことにより、特例債の発行期間内の事業完了が困難となったため、東日本大震災の被災地を除く、合併市町村に対し

て5年間の延長がなされた。

しかしながら、アベノミクス効果により、建設事業の増大や、東日本大震災の復興の促進、2020年の東京オリンピックの決定に伴う関連施設整備、紀伊半島大水害からの復興事業などの建設需要の増大により、建設資材の高騰や技術者の不足が見られ、建設事業年度の延長を余儀なくされる合併市町村が続出することが懸念がされている。

よって、政府におかれましては、合併特例債活用事業が円滑かつ計画的な実施ができるよう、被害地以外の合併特例債の発行期限を、東日本大震災で被災した合併市町村と同様に、平成37年度まで延長されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月24日、和歌山県有田川町議会。

なお、意見書の提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣であります。

慎重に御審議いただき、御賛同賜りたく、よろしくお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。以上です。

○議長（湊 正剛）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり提出することに決定しました。

……………日程第3 議案第7号……………

○議長（湊 正剛）

日程第3、議案第7号、平成27年度有田川町一般会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。

議案第7号について質疑をさせていただきます。

幾つかにわたって質疑させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、1つはマイナンバー制度についてであります。このナンバー制度の目的について伺いたいと思うんですが、気になるのは情報漏えいについてのセキュリティーはしっかりしているのか。また、情報保護評価の審査委員会を設置されるつもりがあるのかどうかという点であります。

2つ目に地方公務員法の改正で人事評価制度を導入し、事業評価することになっていきますけれども、課長面談による個人の目標設定を評価し、部長面談や副町長面談をして、最終的決定ということではありますが、どのような目標を設定されるのか、また行政、民間を問わず、評価制度というものは破綻しております。法改正のとおり行うことが行政サービスの遂行に効果を発揮するとお考えでしょうか。

3つ目に非常勤臨時職員の対応が多くなっている点であります。特に、保育士は50%を超える非常勤保育士職員などでの対応になっていますが、大切な子どもさんを預かる職場で、保育士の資格を持った正職員で対応することが必要でないのか。若い保育士さんに経験も十分に伝わっていかなくなるというふうに思いますが、いかがでしょうか。この点は守っていただけるのでしょうか。

4つ目に、保育所の入所判定で、保育に欠けるという要件がなくなりましたが、子育て支援の立場からも、希望者全員が入所できる体制にあるのでしょうか。

5つ目に、保育料はどのように設定されているかという点であります。これは従来と比べてどうなるのかという点であります。

6つ目に、保育料にかかわって年少扶養控除が廃止されたことにより、昨年からは保育料が上がらないように調整措置が行われていましたが、国のほうでは新規利用者にも年少扶養控除を加味した利用者負担額を決めると認めていますが、従来の方々を含めて、その対応を町としてどのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

7つ目に、準要保護、つまり就学援助であります。文部科学省は就学援助の対象を広げ、平成22年度から生徒会費、PTA会費、クラブ活動費まで対象としています。クラブ活動費は対象にしていませんが、地方交付税に算入されていますから、導入すべきでありますし、対象は90名前後ですから、導入するにあたっては限度額なんかを設けて実施すれば、問題はないと思えますが、いかがでしょうか。

8つ目に、長期総合計画の策定予算などを組まれていますが、10年後の目標人口を何人に設定される予定ですか。これは地方創生との総合戦略にかかわる、5年後の目標人口の設定との関係も含めてどうなのかということをお聞きしたいと思います。

それから、9つ目に、平成27年度一般会計予算における、町の消費税負担額の試算はどのようなものか示していただきたいと思えます。

最後に、消防職員の定数を変更して、当面、消防力の基準を70%へ引き上げるために、条例定数を64人から71人に変更して、防災力を高める施策をとってはいかがでしょうか。

以上です。

○議長（湊 正剛）

総務政策部長、武内宜夫君。

○総務政策部長（武内宜夫）

増谷議員さんの御質疑にお答えしたいと思います。私の担当でございます、総務政策部の所管に係ります質疑につきましては、4点ばかりございました。

マイナンバー制度につきまして、人事評価制度、そして長期総合計画と、総合戦略における人口の目標設定、それと平成27年度の一般会計と特別会計におけます消費税の負担額という点がございましたので、お答えしたいと思います。

まず、最初に、マイナンバー制度につきましての目標はどの御質疑でございますけれども、行政機関、地方公共団体、その他の行政事務を処理する者が保有する特定の個人及び法人等に関する正確な情報を他の行政機関、地方公共団体との間において迅速に照会、提供を行うことができ、また行政運営の効率化及び行政分野におけます公正な給付と負担の確保を図り、かつこれらのものの申請、届け出、その他の手続の簡素、法律化による負担の軽減及び本人確認の簡易な手段、その他の利便性を向上することを目的と、こうなっております。

それと、セキュリティー問題でございます。情報漏えいについてのセキュリティーは大丈夫かというような質疑ございました。これにつきましては、個人番号の利用は決められた範囲内に限定されていること。それと、情報提供等、記録がマイポータルサイトで確認できること。また、特定個人情報保護委員会による監視、監督、罰則の強化等による制度面における保護措置、それと情報を一元化に管理せず、分散管理すること。アクセス制御によりまして、アクセスできる人の制限、管理を実施すること。個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施すると、システム面におけます保護措置が多岐にわたって実施されることになってございます。

また、最後でございます。情報保護強化の審査委員会の設置についてはどうかということでございますけれども、今の段階ではまだそれを設置するかどうかというのは考えてございません。

それと、人事評価制度についてでございます。業務評価におけます目標設定は、先ほど議員さんがおっしゃったとおりです。各職員の業務に応じまして、年度初めに各課長と面談した上で設定することにしてございます。各職員の業務内容等によりまして、計画や事業の実施から、事務の改善、接客の品質向上に至るまで、設定される目標は自己申告、面談により決定され、多岐にわたると予想されてございます。一概にどのような目標というわけではございません。各人の業務に応じた形で目標設定してま

いりたいと、このように思っておるところでございます。

また、人事評価については、客観性を確保するとともに、人材育成への活用を主眼に行ってまいりたいと、このように思っております。

それと、長期総合計画、総合戦略におけます目標人口の設定でございます。第1期総合計画におきましては、目標人口を3万人と設定してございました。現状や10年間の動向を見る限りでは、減少傾向にあるのが事実でございます。目標人口の設定につきましては、現状を十分把握しながら、審議委員さんとも協議いたしまして、慎重に設定してまいりたいと、このように思っております。

それと、平成27年度の一般会計及び特別会計におけます消費税の負担額ということでございます。平成27年度の一般会計、特別会計におけます消費税の負担額につきましては、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品請負費等々にかかります消費税といたしましては、総額で申しますと4億9,672万円でございます。これとは別に簡易水道特別会計でありますとか、農業集落排水特別会計、それと、かなや明恵峡温泉特別会計におきましては、消費税納付額といたしまして、合計で460万円の計上をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（湊 正剛）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

失礼いたします。議員さん、御質問の点、教育委員会関係は5つあったと思っております。

まず、1点目でございます。非常勤職員保育士の対応というふうなことでございます。50%を超えるということは、全国平均もそういうふうな形になっております。ただ、私どもといたしましても、全部で44クラス持っておるんですが、そのうち非常勤がクラス担当をしておるのは5つの教室でございます。ということで、正規職員がほぼ担っておるというふうな状況でございます。

国が決めた基準で行きますと、正規必要人数は68人で、60人の正規がおるというふうなことでございます。非常勤につきましても、経験豊かな、もちろん保育士免許を持った方々が対応してございます。非常勤57名、臨時7名が対応しております。ということで、1クラス当たり、これを平均いたしますと、平均で2.8人、1クラスで2.8人持っておることです。必ず複数名の保育士が入って、クラス運営をしておりますので、他に比べると大変厚い、安心、安全な保育となっているというふうに私どもは理解して、頑張っているところでございます。

次に、保育に欠ける要件というふうなことが、文言はなくなりまして、保育の必要性の認定というふうな言葉にかわったというのは、議員、御指摘のとおりでございます。これにつきまして、希望者全員が入所できる体制にあるのかというふうな御質問

でございます。これには3つの要件がございます。保育の必要性の認定というのには、そのうちの2つ、事由と優先利用というのが大きなところだと思います。これにつきましては、私どもは十分に対応できる体制をとっております。必要性を認定すれば、保育所に入らせていただくというふうな体制が整っておりますので、保育サービスについては、対応させていただいておるところでございます。

5点目の保育料の設定でございますが、これも御承知のとおり、所得税から住民税というふうな基準に変わっておりますが、その中で8つの段階を踏まえてやっておるというのも、これは従来のとおりでございます。所得税の部分が住民税にかわったというふうなことでございます。8段階、もちろん生活保護世帯はゼロというふうなことから始まりまして、第8段階までということの設定にしております。これにつきましても、近隣市町村と比べると大変安く設定させていただいておるということでございます。

6点目につきましてなんですが、年少扶養控除というふうなことでございます。これにつきましては、かなり国のほうからの制度も変革というか、変わっておりまして、自治体向けFAQというふうなのがございまして、その中でいろいろ言われているところでございます。議員、御指摘の部分につきましては、衆議院財務金融委員の宮本議員さんが御質問なさったことと同じようなことだと理解するところでございますけれども、本町といたしましては、ただし書き以降の部分もございまして、平成27年度については行わないと、導入しないというふうな見解でございます。よろしく御理解いただきたいと思っております。

第7点目の準要保護世帯でございます。これにつきましては、昨年と同じ御質問があったと記憶しております。クラブ活動は対象になっているが、交付税算入というふうな形になっておるということでございます。これにつきましても、県内では実施しているところは1町のみでございまして、その理由といたしましては、大変基準が決めづらいというふうな部分、公平さということには大変差があるというふうなことで、交付税算入ではありますけれども、本町では実施していないというのが実情でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（湊 正剛）

消防長、前田英幸君。

○消防長（前田英幸）

増谷議員さんの御質問にお答えいたします。

消防職員の定数の件でございます。現在、国が定める消防力の基準からすれば、当町は102名となっております。現在、消防職員は62名で配備体制をしておりますので、充足率からすれば60.8%でございます。

平成26年度の出動の状態を見ますと、救急出動が中でも、現在、高齢化率の

上昇などに伴い増加傾向にあります。以前にお話ししましたとおり、救急出動の重複による非番招集件数というのは今、現在、年間約150回に及んでおります。2.5日に1回非番招集、休んでいる職員を招集して警備体制を維持しているというふうな状況でございます。

有田川町民の生命、身体、財産を守るべく、消防の目的を十分に果たすための整備体制の確保、強化が重要な課題と十分に認識してございます。今後とも執行部と相談しながら、職員定数の増員に努めてまいりたいというふうに、私、個人的には考えてございます。

以上でございます。

○議長（湊 正剛）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

再度、3点について伺います。

まず、マイナンバー制度についてなんですが、一番心配するのはセキュリティーの問題なんですが、個人情報の8割というのは人為的ミスや故障によるものだと言われています。皆さん御存じのように、ベネッセの個人情報の流出というのは故意によるものでありました。さらに衆議院予算委員会の審議で担当者がなりすまし犯罪を防ぐことができないというような答弁をしておりますし、住民基本台帳カードが発行されていますけれども、5年間で全国で100件を超す、なりすましによる不正交付が起きているということも明らかになっています。情報保護審査委員会を設置することは考えていないということですが、これ自体、出されているということは、漏えいの危険性があるということを示していると思うのです。だから、どうやっても情報は漏れていくというのが、今の世の中の公然の秘密みたいになっていますので、これは本当に情報が一挙に集中するわけですから、本当に流出しないか、私は心配します。この点は問題だと思います。

それから、2つ目の人事評価の問題ですが、任命権者に権限が集中していくことを心配します。目標設定の数値化をされる、その判断の客観性がどう担保されていくか。これは今はそうでなくても、これから進んでいけば、そういう方向になっていくということで心配しているわけなんです。そして、査定結果に対する苦情について申し述べる場所がありません。これ、具体化の問題。そして、資質や意欲、能力の向上につながるのかどうか。チームワークの阻害やパワーハラスメントへの対応、メンタルヘルスの関係、どう対応できるのかというのがあります。住民のほうを向いて仕事をするのではなくて、評価されるための仕事になっていかないか心配しますが、この点はいかがでしょうか。

それから、就学援助の問題ですが、先ほど考えていないということだったと思うんですが、かつらぎ町の場合は年間2万8,780円という限度額を決めて、この範囲

で中学生に出しています。小学校も予算を組んでいますが大実績がないということで出していないんですが、各クラブによって差がありますけれども、しかしクラブをしたくてもできない子どもさんも出てくるわけですから、そういう意味でいったら公平にクラブ活動にも親しんでいくという立場で、検討をぜひ求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊 正剛）

総務政策部長、武内宜夫君。

○総務政策部長（武内宜夫）

再質疑にお答えしたいと思います。

まず、マイナンバーの制度についてのセキュリティーの問題でございました。これにつきましては、今まで各課の職員を寄せまして、これの対応ということにつきまして、4回から5回の研修をした上で、今の状況になっておるのが事実でございます。今後におきましても、このことにつきましては、職員の研修であったり、取り扱いの研修、これは非常に必要であろうと思っておりますので、今、議員、御指摘のとおり、個人の取り扱いのミスで発生するというようなことがないようにやっていきたいと、このように思っております。

それと、2点目の人事評価につきましては、個人の目標の設定等々の御質疑でございました。これにつきましては、今までは各課の目標設定をやっておったのを、全員で共有しておったということでございますけれども、本年からは4月に個人の目標設定をした上で、期首に課長がまずもって面談をして、その個人と一緒に決めるということでございます。そして、期末の時点では今までやっておったように、課長が、その部長にもう一回、個人から聞き取りしたのにつきまして、その評価を報告するというようなことでございますので、まず初年度ということでございますので、どういう格好で目標設定するのかということもぼやっと、ぼやけたような格好になってございますけれども、ことしやったのを受けまして、来年、再来年、細かいところにつきまして、各人が設定できるようなことをやっていきたいと、このように思っております。

それと、メンタルヘルスについての申し出等々はきちんとできるのかというようなことでございます。これにつきましては、今のキャリアデザインシート等々にももちろん職場の状況であったり、自分の身体のことについて書く欄がございます。それをことしでありましたら、部長がきちんとそれを聞き取った上で、その子の状況を把握し、またそれにつきまして、人事異動等々につきましては、副町長面談でヒアリングできちんとそのことは上司に伝えて、できる限りそういう面で配慮していったということが事実でございます。一番、大事な問題でございますので、このメンタルヘルスについても十分、本人が書けるような状況をつくっていききたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（湊 正剛）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

ただいまの話でございますが、議員、御指摘のとおり、かつらぎ町さんでは県内唯一実施しておるといふうなことでございます。中学校のみということでございます。ただ、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、なかなかその基準が決めづらいというふうなこともございますし、また、スポーツ、クラブによってかなり差がある。物品、用具等々の差があるというふうなこと等々、問題はかなりあるかというふうに思っております。そこら辺の公平さというふうなことも考慮していきたいというふうには考えております。ただ、交付税算入というふうな形なんですけれども、まずは予算的な問題もございまして、私どもといたしましても、これにつきましては調査、研究等をやりながらどういうふうな方法がいいのかという研究を続けていきたいと思っておりますので、何とぞ御理解よろしくお願いいたします。

○議長（湊 正剛）

15番、橋爪弘典君。

○15番（橋爪弘典）

マイナンバー制度についてお聞きするんですけれども、これについては、過去何回か論議の的になっておったんですけれども、今回、実現するというふうに聞いてございます。ちょっと聞くところによると、平成27年度中に各自に知らせるのだということに聞いています。いつから知らせるのか。

それと、戸籍謄本にかわるものだというのを聞いています。ということになれば、我々の資産管理の点について、これは果たしてそれが守れるのかどうか、セキュリティ、秘密が守れるのかという心配をするのですけれども、その点についていかがでございましょうか。

○議長（湊 正剛）

総務政策部長、武内宜夫君。

○総務政策部長（武内宜夫）

橋爪議員さんの御質疑にお答えしたいと思います。

いつから、その通知が来るのだということでございます。国のほうから10月1日から順次、通知することになってございます。

戸籍のことにつきましては、十分にそのセキュリティは守られておると、そのようなことになっておるといふように聞いてございます。

以上でございます。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第7号について、反対の立場から討論させていただきます。

私が反対する理由を幾つか挙げさせていただいておりますが、先ほども質疑させていただいた、社会保障税番号制度システム構築に関する予算が組まれています。これは国民全てに12けたの番号をつけて、年金、医療、介護に関する給付と負担に関する情報、名寄せ、突合して、容易に個人単位で把握できる政府、財界が考える社会保障個人会計、財産相続時における社会保障受給額のうち、本人以外が負担した社会保険料相当分と相続財産との間で調整を行い、死亡時に財産が余っている場合に、保障が手厚過ぎたと判断し、死後精算で遺産相続財産から給付金を回収することも考えています。つまり、税や社会保障などの個人情報に国が一元管理する共通番号制になります。

そもそも、これが国民の望んだものではなくて、産業政策として財界から出された要求であります。問題点は1つに、納付に見合う給付の名のもと、社会保障削減と税や社会保険料の徴収強化に使われます。

2つ目に、原則不変の1つの番号で個人情報を照合できる仕組みをつくることは、プライバシー侵害、なりすまし犯罪を常態化させます。セキュリティーがかかるからと言いますが、個人情報の8割は人為ミスや故障によるものと言われていています。ベネッセの個人情報の流出は故意によるものでした。さらに、衆議院予算委員会の審議でも明らかになりましたが、担当大臣がなりすまし犯罪は防ぐことはできないと認めた答弁をしています。

そして、住民基本台帳カードが交付されています5年間で、全国で100件を超すなりすましによる不正交付が起きていることも明らかです。被害が出た場合の番号変更も新しい番号を行き渡らせる規定がないなど、欠陥があります。

3つ目に、導入費用に3,000億円を見込まれながら、具体的なメリットも費用対効果も政府は示しておりません。政府は利用範囲の限定により、防止対策になると言っておりますが、法案は3年後に民間分野などへの利用範囲拡大を検討するとしており、無意味な防止策となっております。

イギリスでは既に廃止し、アメリカでは被害が大きく犯罪の温床となり、見直しが迫られています。

政府は共通番号制の導入を口実に、政府の効率化と国民の利便性向上を挙げていますが、役立つと思われるケースが行政事務のうち0.01%しかないことが質問で明らかになっています。政府の共通番号制ありきの姿勢が浮き彫りになっています。

次に、地方公務員法の改正による人事評価制度についてであります。人事管理制度は住民に寄り添い、解決を図っていくという本来の地方自治のあり方、地方公務員の役割を大きくゆがめるものであります。人事管理制度の徹底は政府が進めている総

人件費削減を進めることとなるものです。しかも各市町村の規模や実情を無視し、自主性や自立性を上から抑え込むやり方であります。ですから、導入を迫っても35%しか実施されておられません。これは、その市町村の規模や実情に合わなかったからであります。

さらに、民間企業での成果主義賃金について成功したと答えた企業は31%に対し、失敗と答えた企業は69%もありました。任命権者に権限が集中し、査定結果に対する苦情についての具体化が全くありません。労使関係の視点が軽視されているからであります。

国家公務員は既に人事評価制度が実施されていますが、不適切な目標設定、トップダウンによる組織目標の押しつけによって、過度なコスト削減や節電の強要、超勤削減が掲げられ、不払い残業につながっているといます。国公労連アンケートからも、評価が職場に与える影響として、チームワークを阻害する、パワーハラスメントの原因になると訴えています。人事評価の結果と昇給などの区分が必ずしも連動していないなど、絶対評価と相対評価の矛盾、評価者が制度を熟知していないことによる昇進、昇格のおくれなども生じています。

大阪市では既に人事評価が行われていますが、行政側がとったアンケートでも、資質、意欲、能力の向上について、78%の職員がつながると思っていないと回答しています。相対評価によって下の区分に落とされ、その結果、ボーナスが減らされるという事態も起き、職場では目標を無理やり数値化させる圧力も強まり、知らず知らずのうちに住民のための仕事が評価のための仕事に変質していく恐ろしさを感じる職員も出ていますとお聞きします。人事育成につながるプレッシャーが強くかかっていることは明らかになっています。たった3分の面談でどう評価できるのか、納得できないとか、異動したら前の仕事のことを知らない上司に評価される期間設定になっておりおかしいと交渉で追及しているなどもあるようです。

そして、その他の項目として、消費税増税分の負担であります。5億円近い消費税負担で、地方消費税交付金の収入を引いても、2億円余りの負担増になる見込みは変わりありません。

住民負担や施設の統廃合、人件費削減などを盛り込んだ行政改革、第2次集中改革プランで進める問題もあります。

あわせて、保育士など非常勤や臨時で対応する公務労働という性格も問題になっているのではないのでしょうか。

以上の理由で反対討論をさせていただきますが、しかし、一方で住民のために大切な予算も組んでおりますけれども、以上の理由で反対討論といたします。

○議長（湊 正剛）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（湊 正剛）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 10時48分

再開 11時05分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開いたします。

……………日程第4 議案第8号……………

○議長（湊 正剛）

日程第4、議案第8号、平成27年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。

議案第8号について質疑をさせていただきます。

まず、1点目は国保の被保険者の状況であります。所得200万円以下の世帯が8割を占めたり、無職、年金、農業者6割を占めます。7割軽減世帯でも所得が3万1,290円でも、国保税が約7万9,000円かかったり、ひとり世帯で所得がなくても、固定資産税が5万100円かかったら、国保税が約5万円近くになったりとか等々が出てきます。結局、低所得者でも、軽減が効いていても負担が重いということになっているわけですが、こういう今の国保の被保険者の状況をどのように受けとめておられるのか、お聞きしたいと思います。

それから、2つ目に、扶養控除や障害者控除、寡婦控除は国保税を算定するに当たって引けることになっていないのですが、なぜ適用されないのか。

3つ目に、国保広域化の問題であります。市町村ごとの標準保険料を示して、国保税の標準化を求めています。医療費を賄うのに必要な保険料総額の分賦金、市町村に割り当てていますが、これは医療費の削減、収納率に応じて決めるということに

なっていますが、当町においては標準保険料の見込み額はどうか。また、現行の国保税との比較ではどういうふうになっているのか示していただければお願いいたします。

4つ目に、仮に標準よりも高くなると一般会計からの繰り入れで税負担を抑えるという対策をとっていただけるのでしょうか。また、標準よりも現行の保険税が高くなると、税の引き下げを行っていただけるのでしょうか。

5つ目に、収納率の向上を求めています。被保険者1万人未満の市町村で95%になると、低い税率を設定できるとなっておりますが、有田川町の場合、95%を超えていると思いますので、税の引き下げが可能ではないでしょうか。この点はいかがでしょうか。

6つ目に国庫支出金の問題であります。医療費総額の45%の実績が今年度、ないので、保険給付費の60%換算にすれば大体、該当するので、試算しますと、14億8,274万円ぐらいになりますから、当初予算額の10億1,119万円に比べて、4億7,000万円ぐらいふえるということになりますから、国庫支出金は国保広域化になってもふやすことを求めるべきであり、これは全国の市町村の願いでもあると思いますが、仮に広域化になっても主張する姿勢があるのかどうか伺っておきたいと思っております。

最後に、基金の問題であります。以前に税率等を引き上げたから、基金の保有額が多くなってきています。決算で多くの繰越金を出し、また基金を毎年、多額の基金を取り崩す形にして、決算ではほとんど元へ戻しています。国の言うハードルの高い基金取り崩し額の目安となると、6億円余りですが、このまま行くと、間もなく、この額に近づくことになりますから、この基金を使ってでも税の引き下げに使えるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（湊 正剛）

住民税務部長、清水美宏君。

○住民税務部長（清水美宏）

増谷議員さんの御質疑にお答えいたします。

1つ目の低所得者に対する資産割額をどう受けとめているのかということですが、国民健康保険税は国民健康保険に必要な費用を加入者全体で一定の方式で案分して負担する税金です。約3分の2を国や県の支出金、町の繰入金、共同事業や社会保険からの交付金で賄い、残りの約3分の1を税として加入者に負担していただいております。

国民健康保険税は医療分、支援分、介護分の3つの部分から成り立っており、それぞれ賦課方式、税率が定められています。賦課方式は地方税法に規定されており、国民健康保険事業に要する費用を所得割額、資産割額、均等割額、平等割額によって案分する4方式、所得割額、均等割額、平等割額によって案分する3方式、所得割額、

均等割額によって案分する2方式の3種類の賦課方式がございます。本町は国民健康保険税条例で4方式と定め、加入世帯の世帯主に課税しております。

和歌山県のほかの市町村でも、和歌山市の3方式以外は4方式を採用しています。3方式は中小都市型、4方式は町村型と言われております。国民健康保険税の賦課方式については、長い国保運営の中で地域の状況に応じて、市町村ごとに決めてきた経緯があります。本町は資産割をなくした場合、所得割が過重になり、資産を持たない世帯の負担が増加することから、所得の低い加入者の保険税負担に配慮しながら、将来に持続可能で安定した国民健康保険を運営するためには、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額を組み合わせる4方式が最も適していると、前回の平成20年度に税率を改正する際に考えて採用しております。御理解のほど賜りたいと存じます。

2つ目の扶養控除など、なぜ適用されていないのかということでございますが、現在は原則として、旧ただし書き方式の個人住民税の基礎控除のみを控除する規定を適用しているため、御質疑の扶養控除や障害者控除、寡婦控除といった控除は適用されておられません。過去には個人住民税の課税方式が本文方式、現在の所得控除に統一されたにもかかわらず、国民健康保険税の算定方式は旧方式に依存しているのでは、制度の均衡上も適当ではないと、問題にもなりましたが、大多数の市町村でただし書き方式を採用している状況において、この方式を廃止して、本文方式に統一するには、次の問題点があったと解されています。各種控除を適用することにより、所得割額を負担する者は極めて少数となり、その分、応益割合、均等割、平等割を引き上げるものとなれば、低所得者に対する税負担は相当重くなるもので、いわゆる負担の逆進性が強くなってしまうものであることと、今後、想定される個人住民税の所得控除等の見直しによる影響が生じない仕組みにすることが適当であるとの判断によるものでございます。

3つ目の国保広域化で標準保険料の見込み額はどうかということでございますが、先日の一般質問の際に町長が申し上げましたとおり、関連法案が3月3日に国会に提出されたところであり、厚生労働省は新たな制度の円滑な実施、運営に向け、制度や運用の詳細について、引き続き地方と十分協議しながら検討し、順次、具体化を図るとしてございます。現時点では県からは標準保険料の額は示されない状況でございます。

4つ目の、標準よりも高くなると一般会計からの繰り入れで対策するのかということでございますが、一般会計からではなく、まずは基金からの繰り入れを考えたいと思います。

また、現行の保険税のほうが高いとなると、税の引き下げを行うのかということでございますが、平成29年中に県から示される分賦金の額を見て検討してまいりたいと思います。

5つ目の、税の引き下げができるのではないかとということでございますが、保険税の収納率を高めれば、県が示す標準保険料率よりも低い保険税率を設定できると思います。また、余り医療費の伸びはないと踏んでいるということでございますが、医療費は御指摘のとおり、余り伸びておりませんが、これは被保険者数が減少し、1人当たりの医療費は増加傾向にございます。

6つ目の、国庫支出金をふやすことを求める、でございますが、厚生労働省は新たな制度の円滑な実施運営に向け、制度や運用の詳細について、引き続き地方と十分に協議しながら検討し、順次、具体化を図るとしてございますので、一般質問の際に町長が申し上げましたとおり、県下、市町村並びに県とともに要望してまいりたいと思います。

7つ目の基金の件でございますが、これも一般質問の際に町長が申し上げましたとおり、基金はインフルエンザの流行など、予想外の給付増に備え、保険財政の安定化のため必要であると考えています。国からの通知によると、過去3カ年における保険給付費の平均年額の25%以上、基金を有している場合は、保健事業や保険税率の引き上げの緩和などに基金を取り崩すことは、国保財政への影響が少ないと示されています。ただし、将来の明確な財政見通しが無いまま、保険料の引き下げのための基金の取り崩しは適切でないとも示されております。現在、過去3年間の保険給付費の平均に対し、25%未満の約21%の基金保有額になっております。

また、国保運営協議会の御意見もいただく中で、国保税につきましては現状を維持していきたいと考えております。なお、今後も基金の保有、取り崩しにつきましては、この国からの通知を基本としたいと考えております。

以上でございます。何とぞよろしくお願いたします。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。

国民健康保険当初予算に反対の立場から討論させていただきます。

有田川町の場合、所得200万円以下が全体の8割を占めています。しかも、所得がないひとり暮らしでも、固定資産税と均等割、世帯割がかかってくることもあり、負担が大きくなります。給付費を大きく見積もり、税金は入らない数%分を見込んで計算していますから、黒字を生み、基金へ積み立てる流れになっています。そして、

前期高齢者交付金がふえて、財政に余裕があります。一般会計からの繰り入れも法定繰り入れのみであります。そして、繰り入れ予定額をはるかに上回る額を国保会計から一般会計に戻したり、大幅な繰越金が出たりして、基金への積み立てがふえ、取り崩し額が減少してきています。国保に財政の健全運営や透明性が求められるのは当然であります。住民負担増を抑えつつ、必要な医療を給付するために、国、県、町が国保に公費を入れるのは制度の目的にかなった措置であります。本来、高齢者の長寿化や医療技術の進歩によって、健康が維持されれば、給付費がふえるのは喜ぶべきことではないでしょうか。国保に過剰な黒字を抱え込む必要はないと考えます。財政の帳じりを合わせるために、低所得者、社会的弱者にまで負担を強いるのはいかがなものでしょうか。

医療給付費は保険料や自己負担サービスの対価のように考えがちですが、そうではありません。滞納世帯は全国的に2.4倍の436万世帯にふえ、正規の保険証を持たない世帯は7.6倍の159万世帯に激増しています。町内においても減らない状況で、この事態はモラル喪失だけでは説明がつかないと思います。お金があるのに払わない世帯としたら、なぜ全国各地に病院にかかれない人の死亡、重症化事件が多発するのか、国保広域化は国庫負担が削減されたままでは弱者同士の痛みの分かち合いにしかありません。しかも一般会計からの繰り入れを認めず、収納率の向上を求め、医療費適正化計画で医療費の削減を進めてきます。北海道では広域化でサービスがよくなると宣伝されましたが、国保料は上がり続けている。一般会計の繰り入れができない広域連合は脱退したいと出されています。

税金を負担しているのはサラリーマンだけではありません。自営業者、年金生活者、中小業者、企業もみんな負担し、税金を国民の生存権を守るために使うのは当然でありますから、有田川町の場合、国保基金の平均取り崩し額でいくと、国の指導目標の保険給付の3年間平均の25%、約6億円が、今の状況からいいますと、すぐたまって、そして上乗せになるのではないのでしょうか。であれば、取り崩しにすべきであると考えます。そして、税の引き下げ、また1万人以下の被保険者数の収納率が95%を超えると、税の引き下げができるとなっています。予算からの概算では国庫負担元の比率を持つだけで、有田川町は4億7,000万円近くふえることとなります。

以上の理由で反対の討論とさせていただきます。

○議長（湊 正剛）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（湊 正剛）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第5 議案第9号……………

○議長（湊 正剛）

日程第5、議案第9号、平成27年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

2点について質疑をします。

1つは後期高齢者の所得状況であります。夫婦2人ともが後期高齢者で、100万円以下の所得の場合と300万円の場合で、何人ありますでしょうか。

2つ目に、保険料の改定が行われていますが、均等割で4万3,271円から幾らになったのですか。所得割で8.28%から何%になったのでしょうか。そして2人世帯の100万円以下の場合、300万円の場合で保険料は改正前は幾らで、改正後は幾らになるのでしょうか、示していただきたいと思えます。

○議長（湊 正剛）

住民税務部長、清水美宏君。

○住民税務部長（清水美宏）

増谷議員さんの後期高齢者特会の予算の御質疑にお答えいたします。

1つ目の、後期高齢者の所得状況でございますが、後期高齢者医療制度では、世帯ではなく、個人への保険料の納付をお願いしており、また夫婦関係は電算システム上、戸籍との結びつきがございませんので、確認ができないため、算出が不可能ですので、世帯に後期高齢者が2名おられ、その2人の合計所得をもとにお答えさせていただきたいと思えます。100万円以下の所得の人数でございますけれども、1,508人でございます。また、300万円以上の所得の人数は66人でございます。

2つ目の保険料の改定内容と保険料でございますが、まず改定内容は平成26年度に実施され、均等割額は4万3,271円から、4万4,730円となっており、所得割額は8.28%から8.55%となっております。

また、2人とも後期高齢者のみの世帯で、合計所得が100万円の場合の保険料は、均等割の2割軽減が適用となりまして、改正前は2人で年間12万4,600円のところが、12万8,700円となり、合計所得300万円の場合の保険料は、2人で年間30万7,500円のところが、31万7,700円となっております。

以上でございます。何とぞよろしくお願ひいたします。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。

議案第9号について反対の立場から討論させていただきます。

後期高齢者医療制度は高齢者の窓口負担を引いた残りの保険給付費のうち、1割を後期高齢者の保険料、5割を国、県、町の公費で賄います。4割を現役世代からの支援金として国保や健康保険などから拠出することになります。これまで負担のなかった扶養家族を含め、一人一人から保険料を取り立てることになりますから、年金からも天引きされますから、ことしは2年の1回の保険料改定される年で、均等割で4万3,271円から、先ほどの説明のとおり、4万4,730円に上がり、所得割でも8.28%から8.55%に引き上がりました。そして、この計算に基づいて2人世帯では、12万4,600円から12万8,700円、300万円の場合では30万7,500円から31万7,200円と引き上がることになります。これは市町村単位でなく、県全体の単位とする運営になっていますから、保険料の決定などは独自に決められなくなりました。以上の理由で反対の討論とさせていただきます。

○議長（湊 正剛）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（湊 正剛）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第6 議案第10号……………

○議長（湊 正剛）

日程第6、議案第10号、平成27年度有田川町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

9年4月からの実施という猶予期間があります。できるだけ早い時期にこの制度へ移行できるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

事業の実施先ですが、今後、検討していくということになりますが、今の時点では訪問介護のうち身体介護につきましては、基本的には従来の事業所、洗濯、掃除などの生活援助につきましては、従来の事業所もしくはシルバー人材センターなどが考えられるというふうに思います。

続きまして、その利用料ですけれども、利用料につきましては今後、有田圏域で調整いたしまして、できるだけ利用料に圏域内で差が出ないように努めていきたいというふうに考えております。

それから、特別養護老人ホームへの入所基準のことですが、入所基準につきましては、原則、要介護3以上の方が入所となります。しかしながら、要介護1、要介護2であっても、やむを得ない理由により居宅において日常生活を営むことが困難である場合、例えば1点目として、認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。2番目に知的障害、精神障害を伴い、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難等が頻繁に見られること。3番目といたしまして、家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全、安心の確保が困難であること。4点目といたしまして、単身世帯であること。また、同居家族が高齢または病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。以上の場合は施設が設置する入所検討委員会で審議され、必要と判断されれば入所できるということになります。

利用料の負担ですけれども、1割負担、2割負担の方がいらっしゃるということです。利用料の2割負担の方がどれだけいらっしゃるかという話ですけれども、平成26年4月1日のデータから抽出いたしますと、65歳以上の高齢者8,273人のうち、該当者は922名で、率にいたしまして12.5%ということになります。

続きまして、補足給付のことですけれども、食費、居住費を軽減する補足給付ですが、今後は法改正により、資産等が勘案されるということになります。以下の場合には対象とならないということです。それがどういう場合かといいますと、本人が1,000万円以上の貯金がある。夫婦で2,000万円以上の預貯金がある場合。また配偶者の方につきましては、今まで世帯分離していたら、その対象にはならなかったのですが、今回、世帯分離をしても、町民税が課税されていれば該当になりませんということになります。これ以外に、非課税年金である障害年金、遺族年金が補足給付の判定にあたり勘案されるということになりました。

最後に、保険料、利用料を抑えるという話ですけれども、保険料の軽減につきましては、第1段階におきまして、保険料を0.05%下げのために一般会計からの繰り入れを行ってます。この措置は今のところ平成27年から平成28年度までの2年間

となっています。ちなみに平成27年度は、このための予算措置といたしまして、763万6,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第10号について反対の立場から討論を行います。今回、3年に1回の見直しの時期であります。保険料は今回9段階に分けて引き上げ、所得の低い人の負担がふえています。後に出てくる議案第31号ともかかわりがありますが、関係していますので、ここであわせて討論といたします。

保険料の第1、第2段階は年間6,000円の引き上げ、第3段階で9,000円の引き上げ、基準額の第4段階で5,160円の引き上げとなっております。第5、第6段階では2,000円と2,520円の引き下げ、そして第7段階で8万8,920円、第8段階で10万2,600円、第9段階で11万6,280円と新設しています。高額所得者は税の確定申告により、社会保険料の控除ができるため、所得が高いほど条例で定める保険料よりも軽減されます。しかし、全く収入のない方が3万4,200円の介護保険料になってしまいますから、逆進性の面もあるという矛盾は避けられません。

もともと介護保険制度は措置制度のもとでの、国の2分の1、県と町が各4分の1の公費として維持してきたサービスを15年前に介護保険制度に移行する時点で、国は25%しか負担しなくなり、町の負担も半減させましたから、高齢化が進み、サービスがふえれば、自動的に保険料も引き上げることになります。

また、要支援1、要支援2の方は、介護保険制度から、訪問介護、通所介護を削減、縮小され、専門家の援助を受けられなくなります。

また、特養ホームの入居にあたっては、要介護3以上でないと、原則入所できないことになったり、160万円以上の所得者は2割負担になったり、食事の負担もふえます。

そして、介護事業所で働く方への支援も削られました。これで、どうして安心して介護を受けられるのでしょうか。また、マンパワーはどうなるのでしょうか。介護保険料の据え置きとサービスの後退を許されないことを申し上げまして、反対の討論とさせていただきます。

○議長（湊 正剛）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論がないようですので、これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（湊 正剛）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第7 議案第11号……………

○議長（湊 正剛）

日程第7、議案第11号、平成27年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第8 議案第12号……………

○議長（湊 正剛）

日程第8、議案第12号、平成27年度有田川町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第9 議案第13号……………

○議長（湊 正剛）

日程第9、議案第13号、平成27年度有田川町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第13号について質疑をさせていただきます。3点ばかりお伺いします。

まず、1点目は、第3期末の計画を進めておられますが、第1期は99ヘクタール、平成21年度完成、第2期は122ヘクタールで、平成26年度の完成予定となっており、第3期は平成33年度までとなっていますが、区域内全体の戸数と、これは第1期、第2期分についてであります。この第1期、第2期の供用開始している戸数はどのようになっておりますか。

2つ目に、一気に工事を進めていますから、老朽してきますと、また一気に老朽化の工事が必要になってきますが、その辺の対策の見通しも考える必要があるのではないかと。財政負担が消えない構造になりかねませんが、いかがでしょうか。

3つ目に、この事業を進めていくと、使用料が十分入りませんから、今のままですと、使用料金の引き上げがその都度必要になってきませんか。総務省は1立方メートル当たり150円の単価を示して、この金額に設定しても、さらに使用料で賄えない費用がある場合、国から交付税措置があると聞きますが、そこまで引き上げの検討もされているのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（湊 正剛）

建設環境部長、佐々木勝君。

○建設環境部長（佐々木勝）

増谷議員さんの御質疑にお答えいたします。

まず1点目に、戸数についてでございますが、第1期地区と第2期地区の全体戸数

は2, 647戸、供用開始しております戸数については1, 037戸となっております。

2点目でございます。老朽化対策の見直しと財政負担についてであります。老朽化に伴う施設の更新につきましては、これは必要になると考えておりますが、ポンプ等の機械類につきましては、小まめに点検することにより、部品等の交換を行います。また、管路につきましては状況を確認しながら、管路内にある付着物の除去を行ってまいります。このように、早目、早目に適切な維持管理を行い、長寿命化に努め、できる限り財政負担を軽減していきたいと考えております。

3点目、使用料の引き上げを検討しているのかどうかということでございます。総務省が交付税措置を行う基準としております使用料単価については、1リューベ当たり150円で、自治体はその150円を超える単価を設定していても、なお使用料で賄えない費用が生じた場合、一部が交付税措置され、財源の軽減が図られるようになっております。本町の平成25年度の決算で使用料単価を算出いたしますと、約130円となり、150円を超えるには約17%程度の料金引き上げが必要であります。これを引き上げれば水道料金を若干上回ることになり、現在では地域住民の理解を得られないのではないかと考えております。

また、現在、下水道事業を推進している状況であります。少しでも多くの住民に加入していただくという意味におきましても、使用料の引き上げは考えていないということでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑がないようですので、これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（湊 正剛）

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（湊 正剛）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第10 議案第14号……………

○議長（湊 正剛）

日程第10、議案第14号、平成27年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第11 議案第15号……………

○議長（湊 正剛）

日程第11、議案第15号、平成27年度有田川町簡易排水事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第12 議案第16号……………

○議長（湊 正剛）

日程第 1 2、議案第 1 6 号、平成 2 7 年度有田川町浄化槽事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 1 3 議案第 1 7 号……………

○議長（湊 正剛）

日程第 1 3、議案第 1 7 号、平成 2 7 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第14 議案第18号……………

○議長（湊 正剛）

日程第14、議案第18号、平成27年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第15 議案第19号……………

○議長（湊 正剛）

日程第15、議案第19号、平成27年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第16 議案第20号……………

○議長（湊 正剛）

日程第16、議案第20号、平成27年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計
予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第17 議案第21号……………

○議長（湊 正剛）

日程第17、議案第21号、平成27年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計
予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第18 議案第22号……………

○議長（湊 正剛）

日程第18、議案第22号、平成27年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計
予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第19 議案第23号……………

○議長（湊 正剛）

日程第19、議案第23号、平成27年度有田川町水道事業会計予算を議題としま
す。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第20 議案第24号……………

○議長（湊 正剛）

日程第20、議案第24号、有田川町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第21 議案第25号……………

○議長（湊 正剛）

日程第21、議案第25号、有田川町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 2 議案第 2 6 号……………

○議長（湊 正剛）

日程第 2 2、議案第 2 6 号、有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 3 議案第 2 7 号……………

○議長（湊 正剛）

日程第 2 3、議案第 2 7 号、有田川町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第24 議案第28号……………

○議長（湊 正剛）

日程第24、議案第28号、有田川町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第25 議案第29号……………

○議長（湊 正剛）

日程第25、議案第29号、有田川町重度心身障害児（者）医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第26 議案第30号……………

○議長（湊 正剛）

日程第26、議案第30号、有田川町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第27 議案第31号……………

○議長（湊 正剛）

日程第27、議案第31号、有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（湊 正剛）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 8 議案第 3 2 号……………

○議長（湊 正剛）

日程第 2 8、議案第 3 2 号、有田川町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 9 議案第 3 3 号……………

○議長（湊 正剛）

日程第 2 9、議案第 3 3 号、有田川町指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第30 議案第34号……………

○議長（湊 正剛）

日程第30、議案第34号、有田川町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第31 議案第35号……………

○議長（湊 正剛）

日程第31、議案第35号、有田川町「きび」会館条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第32 議案第36号……………

○議長（湊 正剛）

日程第32、議案第36号、有田川町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第33 議案第37号……………

○議長（湊 正剛）

日程第33、議案第37号、有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第34 議案第38号……………

○議長（湊 正剛）

日程第34、議案第38号、有田川町少年センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

暫時休憩して、1時から再開します。

~~~~~

休憩 12時00分

再開 13時00分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開します。

教育長、楠木茂君より、他の公務と重なったために退席の申し出があり、これを許可しましたので報告します。

……………日程第35 議案第39号……………

○議長（湊 正剛）

日程第35、議案第39号、有田川町立児童館条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第36 議案第40号……………

○議長（湊 正剛）

日程第36、議案第40号、有田川町学童保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第37 議案第41号……………

○議長（湊 正剛）

日程第37、議案第41号、有田川町立保育所設置条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第38 議案第42号……………

○議長（湊 正剛）

日程第38、議案第42号、有田川町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第39 議案第43号……………

○議長（湊 正剛）

日程第39、議案第43号、有田川町保育料徴収条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第40 議案第44号……………

○議長（湊 正剛）

日程第40、議案第44号、有田川町立保育所条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第41 議案第45号……………

○議長（湊 正剛）

日程第41、議案第45号、有田川町特定教育・保育の実施に関する費用徴収条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第42 議案第46号……………

○議長（湊 正剛）

日程第42、議案第46号、有田川町へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第43 議案第47号……………

○議長（湊 正剛）

日程第43、議案第47号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。

本案は、産業建設住民常任委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、殿井堯君。

○産業建設住民常任委員長（殿井 堯）

去る3月3日、議会初日、当委員会に付託された、議案第47号、有田川町道路線

の認定に関する議案について、産業建設住民常任委員会における審査の経過並びに結果についての御報告を申し上げます。

委員会は3月4日、委員会室において開催し、建設環境部長及び建設課長から付託案件について、路線の概要の説明を受け、現地にて説明を聴取の上、状況の調査を行い、慎重に審査いたしました。

その結果、議案第47号について、県道生石公園線の路線変更に伴い、今回その一部を、県から町に譲渡された道路で国道424号線の緊急時の迂回道路として重要な道路であり、町道認定の基準にも該当しており、町道として認定することが妥当であり、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、よろしく御審議の上、決定していただきますよう、お願い申し上げます。

委員長報告を終わります。

○議長（湊 正剛）

以上、委員長報告が終わりました。

続きまして、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

それではここで、長い間、町発展のために御尽力いただきました職員の皆様方が、本年3月31日をもって退職されます。

企画財政課長より退職される皆様の役職、氏名の紹介の申し出がありましたので許可します。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 13時10分

再開 13時25分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開します。

企画財政課長、一ツ田友也君。

○企画財政課長（一ツ田友也）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、本年3月31日付をもって退職される方々を紹介させていただきます。

清水行政局長の保田永一郎さんです。

消防長の前田英幸さんです。

教育部長の三角治さんです。

総務政策部長の武内宜夫さんです。

会計課長の三角真紀子さんです。

こども教育課長の小向光行さんです。

第一保育所長の森理津子さんです。

以上、7名の方々です。

○議長（湊 正剛）

それでは、退職者を代表して清水行政局長、保田永一郎君から挨拶の申し出がありましたので許可します。

保田永一郎君。

○清水行政局長（保田永一郎）

議長のお許しをいただきましたので、退職者を代表して御挨拶を申し上げます。

本日は私たちのために、この神聖な議場において貴重な時間をいただき、まことにありがとうございます。

私たちはそれぞれの思いを胸に役場に奉職以来、長い者で42年間勤めさせていただきました。振り返ってみますと、いろいろなことがよみがえってまいります、過ぎてしまえば早いもので、3つの町が1つになってもうすぐ10年になります。

この間には議員の皆様方には温かい御指導、また御鞭撻を賜り、まことにありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

また、町長初め、よき上司、よき同僚や後輩にも恵まれていたと改めて感じております。お世話になりました。

今後は、一町民として町の発展を願っていきたく思っております。

最後に議員の皆様方、また執行部の皆様方の御活躍と御多幸を祈念して、簡単ではございますが、退職にあたっての御礼の言葉とさせていただきます。長い間、本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（湊 正剛）

退職される皆様に申し上げます。長年にわたり役場職員として職務に精励され、そ

の間、町の発展に献身的に取り組まれ、多大な御尽力をいただきました。これまでの御苦勞と御功績に対しまして、深く敬意と感謝の意を申し上げる次第であります。本当にありがとうございました。

どうか、健康にはくれぐれも留意されまして、今後とも有田川町の発展のために御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。本当に長らく御苦勞さまでした。ありがとうございました。

(退職者 退場)

○議長 (湊 正剛)

ここで副議長と交代いたします。

○副議長 (岡 省吾)

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 13時31分

再開 13時31分

~~~~~

○副議長 (岡 省吾)

再開いたします。

本日、議長、湊正剛君から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長 (岡 省吾)

異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

……………追加日程第1 議長辞職の件……………

○副議長 (岡 省吾)

追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条に規定によって、湊正剛君の退場を求めます。

(湊正剛君 退場)

○副議長 (岡 省吾)

議会事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長 (中西満雄)

このたび、議会の申し合わせにより、議長の辞職を申し出ます。平成27年3月24日、有田川町議会議長、湊正剛。有田川町議会副議長、岡省吾様。

以上です。

○副議長（岡 省吾）

お諮りします。

湊正剛君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

したがって、湊正剛君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

しばらく休憩します。そのままお待ちください。

~~~~~

休憩 13時32分

再開 13時33分

~~~~~

（湊正剛君 入場）

○副議長（岡 省吾）

再開いたします。

ただいま議長の辞職が許可されましたので通知いたします。

しばらく休憩いたします。休憩中に議会運営委員会を開催しますので、委員会室にお集まりください。

~~~~~

休憩 13時33分

再開 14時43分

~~~~~

○副議長（岡 省吾）

再開いたします。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2、選挙第1号として選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2、選挙第1号として選挙を行うことに決定いたしました。

……………追加日程第2 選挙第1号 議長の選挙……………

○副議長（岡 省吾）

追加日程第2、選挙第1号、議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

〔議場を閉める〕

○副議長（岡 省吾）

ただいまの出席議員数は15人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番、辻岡俊明君及び4番、林宣男君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙の配付〕

○副議長（岡 省吾）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔配付漏れなしを確認〕

○副議長（岡 省吾）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱を点検〕

○副議長（岡 省吾）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順に投票願います。

〔 投 票 〕

○副議長（岡 省吾）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡 省吾）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。辻岡俊明君及び林宣男君、開票の立ち会いをお願いします。

〔 開 票 〕

○副議長（岡 省吾）

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数15票、有効投票12票、無効投票3票です。

有効投票のうち、中山進君8票、橋爪弘典君4票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、中山進君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場を開く〕

○副議長（岡 省吾）

ただいま当選されました中山進君が議場におられます。会議規則第33条第2項の

規定によって当選の告知をします。

当選された中山進君に発言を求めます。

中山進君、御登壇よろしくお願ひいたします。

○議長（中山 進）

議長という大変重い責をいただきました。ありがとうございました。私としても、非常に微力でございます。有田川町の発展のために、そして円滑な議会が運営されますように、議員の皆様方と一緒に働いていきたいと思ひます。

どうか今までと同じように、ひとつ御支援、御指導のほどよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

〔拍手〕

○副議長（岡 省吾）

議長、議長席にお着き願ひます。

〔議長 議長席に着く〕

○議長（中山 進）

しばらく休憩します。そのままお待ちください。

~~~~~

休憩 14時53分

再開 14時53分

~~~~~

○議長（中山 進）

再開いたします。

副議長の岡省吾君から、副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

……………追加日程第3 副議長辞職の件……………

○議長（中山 進）

追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、岡省吾君の退場を求めます。

〔岡省吾君 退場〕

○議長（湊 正剛）

議会事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（中西満雄）

このたび議会の申し合わせにより、副議長の辞職を申し出ます。

平成27年3月24日、有田川町議会副議長、岡省吾。

有田川町議会議長、中山進様。

以上です。

○議長（中山 進）

お諮りします。

岡省吾君の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、岡省吾君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

しばらく休憩します。

~~~~~

休憩 14時54分

再開 14時55分

~~~~~

〔岡省吾君 入場〕

○議長（中山 進）

再開いたします。

ただいま副議長の辞職が許可されましたので通知いたします。

しばらく休憩いたします。

休憩中に全員協議会を開催しますので、第1会議室にお集まりください。3時から行います。

~~~~~

休憩 14時55分

再開 15時36分

~~~~~

○議長（中山 進）

再開いたします。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4、選挙第2号として選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4、選挙第2号として選挙を行うことに決定しました。

……………追加日程第4 選挙第2号 副議長の選挙……………

○議長（中山 進）

追加日程第4、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場を閉める〕

○議長（中山 進）

ただいまの出席議員数は15人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に6番、殿井堯君、8番、岡省吾君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

〔投票用紙の配付〕

○議長（中山 進）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔配付漏れなしを確認〕

○議長（中山 進）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱を点検〕

○議長（中山 進）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（中山 進）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。開票の立会人をお願いいたします。

〔開票〕

○議長（中山 進）

選挙の結果を報告します。

投票総数 15 票、有効投票 13 票、無効投票 2 票です。

有効投票のうち、林宣男君 8 票、佐々木裕哲君 5 票。

この選挙の法定得票数は 4 票です。したがって、林宣男君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場を開く〕

○議長（中山 進）

ただいま当選されました林宣男君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

当選された林宣男君に発言を求めます。

林宣男君、御登壇ください。

○4 番（林 宣男）

ただいま副議長という大役を仰せつかりました。まだ、有田川町議として、まだ 1 年しかたっておりませんので、まだまだいろんなことがわかりません。先輩議員さんのいろんなことを教えていただいて、微力ながら一生懸命務めたいと思います。どうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（中山 進）

しばらく休憩します。

休憩中に委員の選任のため、全員協議会を開きます。

~~~~~

休憩 15 時 45 分

再開 16 時 40 分

~~~~~

○議長（中山 進）

再開いたします。

お諮りします。

本日の会議時間は都合により、あらかじめ 1 時間、午後 6 時まで延長したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、本日の会議を 1 時間、午後 6 時まで延長することに決定しました。

お諮りします。

ここで申し合わせにより、辞職のため欠員となっています和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の件を日程に追加し、追加日程第5、選挙第3号として議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の件を日程に追加し、追加日程第5、選挙第3号として議題とすることに決定いたしました。

……追加日程第5 選挙第3号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙……

○議長（中山 進）

追加日程第5、選挙第3号、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。定数は1人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、議長において指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に私、中山進を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した私、中山進を和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました私、中山進が和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知します。

お諮りします。

ここで、議会運営委員会委員の辞任の件、議会運営委員会委員の選任、議会活性化調査特別委員会委員の辞任の件、議会活性化調査特別委員会委員の選任、この4件を日程に追加し、追加日程第6から、追加日程第9までとして、議題にしたいと思いません。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

議会運営委員会委員の辞任の件、議会運営委員会委員の選任、議会活性化調査特別委員会委員の辞任の件、議会活性化調査特別委員会委員の選任、この4件を日程に追加し、追加日程第6から追加日程第9として議題にしたいと思います。

ここで副議長と交代します。

……………追加日程第6 議会運営委員会委員の辞任の件……………

○副議長（林 宣男）

追加日程第6、議会運営委員会委員の辞任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、中山進君の退場を求めます。

〔中山進君 退場〕

○副議長（林 宣男）

中山進君から一身上の都合により、議会運営委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。中山進君からの議会運営委員の辞任の申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 宣男）

異議なしと認めます。

したがって、中山進君から議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。

〔中山進君 入場〕

○副議長（林 宣男）

ただいま、議会運営委員会委員の辞任が許可されましたので通知いたします。ここで議長と交代します。

……………追加日程第7 議会運営委員会委員の選任……………

○議長（中山 進）

追加日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

先ほど委員の辞任により、1名の欠員となりましたので、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

議会運営委員に湊正剛君を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した湊正剛君を議会運営委員に選任することに決定しま

した。

ここで、副議長と交代します。

……………追加日程第8 議会活性化調査特別委員会委員の辞任の件……………

○副議長（林 宣男）

追加日程第8、議会活性化調査特別委員会委員の辞任の件を議題とします。地方自治法第117条の規定によって、中山進君の退場を求めます。

〔中山進君 退場〕

○副議長（林 宣男）

中山進君から一身上の都合により、議会活性化調査特別委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

中山進君からの議会活性化調査特別委員の辞任の申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 宣男）

異議なしと認めます。

したがって、中山進君からの議会活性化調査特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

〔中山進君 入場〕

○副議長（林 宣男）

ただいま、議会活性化調査特別委員の辞任が許可されましたので通知します。

ここで議長と交代します。

……………追加日程第9 議会活性化調査特別委員会委員の選任……………

○議長（中山 進）

追加日程第9、議会活性化調査特別委員会委員の選任を行います。

先ほど、委員の辞任により1名の欠員となりましたので、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

議会活性化調査特別委員会委員に殿井堯を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、今、指名した殿井堯を議会活性化調査特別委員に選任することに決定しました。

議会運営委員会、総務文教福祉常任委員会、下水道事業対策特別委員会及び議会活性化調査特別委員会から、正副委員長の互選の結果報告を受けていますので、御報告します。

議会運営委員会委員長に森谷信哉君、副委員長に湊正剛君が就任されました。よろしくお願いたします。

また、総務文教福祉常任委員会副委員長に佐々木裕哲君が就任されました。よろしくお願いたします。

また、下水道事業対策特別委員会の委員長に辻岡俊明君、副委員長に小林英世君が就任いたしました。よろしくお願いたします。

……………日程第44 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（中山 進）

日程第44、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願いたします。

……………日程第45 常任委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（中山 進）

日程第45、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました常任委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決

定しました。閉会中よろしくお願ひいたします。

……………日程第46 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（中山 進）

日程第46、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました特別委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願ひいたします。

……………日程第47 議長への委任について……………

○議長（中山 進）

日程第47、議長への委任についてお諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成27年第1回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~

閉会 16時58分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

前有田川町議会議長            湊            正            剛

有田川町議会議長            中            山            進

前有田川町議会副議長        岡            省            吾

有田川町議会副議長        林            宣            男

7 番 議 員            佐 々 木 裕 哲

9 番 議 員            森 谷 信 哉